

予防接種に関する事務に係る特定個人情報保護評価の再実施について（報告）

予防接種に関する事務については、定期予防接種及び新型コロナウイルス感染症予防接種の実施にあたりマイナンバーを含む個人情報ファイル（以下、「特定個人情報」という。）を取り扱うことから、特定個人情報の取扱いによって発生するリスクを防止・軽減するための適切な措置等を特定個人情報保護評価書にて公表しております。

この度、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書（以下、「接種証明書」という。）の発行にあたり、従来からの書面交付及び国が開発したアプリによる電子交付に加え、令和4年7月26日より新たにコンビニ等に設置されているキオスク端末を利用した交付が可能になりました。

このため、現行の予防接種事務に新たな特定個人情報の取扱いが生じるため、予防接種に関する事務について特定個人情報保護評価の再実施が必要となり、再実施にあたりパブリックコメントを実施いたします。

記

1. 評価書名

予防接種に関する事務 全項目評価書（素案）

※パブリックコメントの実施、及び第三者点検が必要

2. 評価書への主な追記内容・追記箇所（※全項目評価書 p.41 以降、変更箇所 参照）

・接種証明書のコンビニ交付に係る内容

3. 接種証明書について

接種証明書の交付方法	マイナンバーカード	備考
健康づくり課交付（書面）	不要	郵送または窓口にて申請受付
電子交付（電子・アプリ上）	必要	スマートフォン及びアプリ必須
コンビニ交付（書面）	必要	発行料 120 円/通(令和4年度)

4. 今後のスケジュール（予定）

○令和4年10月1日

～11月1日 パブリックコメントの実施（意見募集）※10/1号広報掲載（予定）

○12月～1月 船橋市個人情報保護審査会へ諮問・答申（第三者点検）

○1月～2月 個人情報保護委員会（国の第三者機関）に評価書を提出、特定個人情報保護評価書の公表